

# 電力供給サービス約款

札幌電力株式会社

## 目次

第1章 総則	5
第1条 適用	5
第2条 定義	5
第3条 供給形態	5
第4条 単位および端数処理	5
第5条 実施細目等	6
第2章 契約の申込み	6
第6条 需給契約の申込み	6
第7条 契約の要件	8
第8条 需給契約の成立および契約期間	8
第9条 需要場所	8
第10条 需給契約の単位	8
第11条 本サービス提供の開始	8
第12条 供給の単位	9
第13条 承諾の限界	9
第3章 料金	9
第14条 料金	9
第15条 部分供給形態における電力未使用月の扱い	12
第4章 料金の算定および支払い	12
第16条 料金の適用開始の時期	12
第17条 料金の算定期間	12
第18条 使用電力量等の計量	12
第19条 料金の算定	13
第20条 料金の支払義務ならびに支払期日	13
第21条 料金その他の支払方法	14
第22条 保証金	14
第5章 使用および供給	15
第23条 適正契約の保持	15
第24条 契約超過金	15
第25条 力率の保持	15
第26条 需要場所への立入りによる業務の実施	15
第27条 本サービスの提供にともなうお客さまの協力	15
第28条 供給の停止	16

第29条 利用停止の解除	17
第30条 利用停止期間中の料金	17
第31条 違約金	17
第32条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	17
第33条 損害賠償の免責	18
第34条 設備の賠償	18
<b>第6章 契約の変更および終了</b>	<b>19</b>
第35条 需給契約の変更	19
第36条 名義の変更	19
第37条 需給契約の廃止	19
第38条 利用開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算	19
第39条 利用開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算	20
第40条 解約等	20
第41条 需給契約消滅後の債権債務関係	20
第42条 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置	20
<b>第7章 工事および工事費の負担金</b>	<b>21</b>
第43条 供給設備の工事費負担	21
第44条 計量器等の取付け	21
<b>第8章 保安</b>	<b>21</b>
第45条 保安の責任	21
第46条 保安等に対するお客さまの協力	21
<b>第9章 その他</b>	<b>22</b>
第47条 反社会的勢力との取引排除	22
第48条 契約の解除	22
第49条 準拠法	23
第50条 管轄裁判所	23
第51条 一般条項	23
<b>第10章 附則</b>	<b>24</b>
<b>第11章 別表</b>	<b>26</b>



## 第1章 総則

### 第1条 適用

当社が、高圧または特別高圧で電気の需要場所において提供する電力供給サービス（以下「本サービス」といいます。）の料金その他の利用条件は、この電気供給サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）および当該需要場所にかかる利用申込書によります。

### 第2条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧  
標準電圧 6,000 ボルトの電圧をいいます。
- (2) 特別高圧  
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- (3) 契約電力  
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (4) 常時供給電力  
お客さまに常時供給する電力をいいます。
- (5) 契約使用期間  
契約上電気を使用できる期間をいいます。

### 第3条 供給形態

当社は以下のいずれかの形態で電力供給を行います。尚、どちらの形態で電力供給を行うかについてはお客さまと当社との協議により定めます。

- (1) 全量供給  
当該需要場所における電力需要の全量を当社が供給する供給形態をいいます。
- (2) 部分供給  
当該需要場所における電力需要のうち、お客さまと当社および当該需要場所を管轄する一般電気事業者で別に定める協定書（以下、「協定書」といいます。）において、ベース部分の供給者が供給するベース部分を越えた需要（以下、「負荷追随分」という。）に対して当社が供給をする供給形態をいいます。

### 第4条 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 第5条 実施細目等

- (1) 本約款の実施上必要な細目事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本約款に定めのない事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 所轄の一般電気事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、等において当社は本約款を変更することがあります。
- (4) お客さまに不利益とならない範囲で本約款を変更する場合には、変更後の電力供給サービス利用約款を、当社のホームページ等を通じて周知するものとし、当該約款の変更は当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページ等に開示した時点で効力を生じるものといたします。

## 第2章 契約の申込み

### 第6条 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめサービス契約および本約款を承認のうえ、当社所定の利用申込書を提出していただきます。申込みに際しては、次の事項をお客さまから申し出ていただきます（契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、年間使用予定量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間）。また、契約負荷設備、契約受電設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、必要な項目についてお客さまから申し出ていただきます。これらの申し出に不足がある場合、当社がかかる項目について合理的な判断のもとに供給をするものとします。また、契約電力は、次により定めます。
  - イ) 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合
    - ① 契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
    - ② 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間にお

ける 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ロ) 高圧で供給する場合で契約電力が 500 キロワット未満の場合

① 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

A) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 1 2 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本約款により電気の供給を受ける前から引き続き送配電事業者の供給設備を利用されている場合は除きます。

B) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

② 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの最大需要電力値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

なお、イ) によって契約電力を決定するお客さまについては、以下、「協議制のお客さま」、ロ) によって契約電力を決定するお客さまについては、以下、「実量制のお客さま」といいます。

ハ) 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をイ) によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロ) によって定めます。

(2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

## 第7条 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、所轄の電力会社の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ電力会社の定める託送供給約款における需要者にかかわる事項および系統連携技術要件を遵守し、電力会社からの給電指令に従っていただきます。

## 第8条 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、当社が提示した契約条件を承諾した上でお客さまから電力供給の申込みがなされ、かつその申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
  - イ) 契約期間は電気需給契約書あるいは電気需給申込書で定める場合を除き、需給契約成立から、供給開始日より3年間といたします。
  - ロ) 契約期間満了日の3ヶ月前に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 第9条 需要場所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。  
なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 前2項にかかわらず、所轄の電力会社において需要場所を1需要場所と認める場合は当社においても同様の取扱といたします。

## 第10条 需給契約の単位

当社は、原則として1需要場所について、1契約種別を適用し、1需給契約を結びます。なお、電灯、小型機器、動力等をあわせて使用する需要については、これを1需給契約として契約を結ぶことがあります。

## 第11条 本サービス提供の開始

- (1) 当社は、お客さまと需給契約内容で合意に達したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気を供給いたします。



- (2) お客様の責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合、お客様には、供給開始がなされるまで基本料金の50%相当額を負担していただきます。
- (3) 当社は、天候、用地事情、既存電力会社もしくは当社のサービス提供準備の事情、等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に本サービスを提供できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客様と協議のうえ、供給開始日を定めて本サービスを提供いたします。
- (4) 需給契約締結後1年経過しても本サービス提供の見通しが立たない場合、本サービスの導入を中止することがあります。

## 第12条 供給の単位

特別の事情がない限り、当社もしくは所轄の電力会社における1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

## 第13条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、既存電力会社または当社の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申し込みの全部あるいは一部をお断りすることがあります。

# 第3章 料金

## 第14条 料金

- (1) 料金は、以下に定める基本料金、従量料金、予備線料金、予備電源料金および自家発補給料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、別表に定める料金表により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、支払期日までにお支払いいただきます。
  - イ) 基本料金  
基本料金は1月につき電気需給契約書に定めた料金単価とその1月の契約電力により算定されます。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
  - ロ) 従量料金  
従量料金は、電気需給契約書に定めた料金単価とその1月の使用電力量により算定されます。なお、料金単価が電気需給契約書に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区別の電力量により算定します。
  - ハ) 予備電力  
常時供給設備の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける場合は下記の通りとさせていただきます。

① 予備線料金

受電電圧については常時供給と同じ常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合といたします。予備線を使用される需給契約を締結された場合は、基本料金は本サービスの提供の有無にかかわらず、電気需給契約書に定めた予備線料金を適用し、従量料金に関しましては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。

② 予備電源料金

受電電圧については常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合といたします。予備電源を使用される需給契約を締結された場合は、基本料金は本サービスの提供の有無にかかわらず、電気需給契約書に定めた予備電源料金を適用し、従量料金に関しましては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。

二) 自家発補給料金

① お客さまの責によりお客さまの発電設備等の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は下記の通りとさせていただきます。契約電力はお客さまの発電設備容量を基準として当社との協議によって定めます。

② 供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、事後すみやかに当社に通知していただきます。また、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出していただきます。

③ 基本料金は電気需給契約書に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の供給を受けない場合は自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたします。

A) 使用日の前営業日の午前 8 時までには当社へ使用の通告を行った場合、電気需給契約書に定められた定期検査時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。

B) A) 以外の場合、電気需給契約書に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。

④ 電気需給契約書で定める契約電力(以下「主契約電力」といいます。)と自家発補給電力を同一計量する場合は以下のとおりとします。

A) 主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、その 1 月の最大需要電力が主契約電力をこえないときは、②にかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

B) 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときの自家発補給電力の最大需要電力は、次に該当するときを除き、原則として自家発補給契約電力とみなします。

i. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力の最大値をその 1 月の最

大需要電力とみなします。

- ii. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合は、主契約電力と自家発補給契約電力との比で按分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。
- C) 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いたものとします。基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。
- i. 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における主契約電力の各時間帯別の平均電力
  - ii. 自家発補給電力の使用の前3月間における主契約電力の各時間帯別の平均電力
  - iii. 自家発補給電力の使用の前3日間における主契約電力の各時間帯別の平均電力
- D) 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を使用電力量といたします。
- E) 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
- (2) お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。延滞利息は、原則として、お客さまが延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。
- (3) 需要場所の負荷の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

## 第 15 条 部分供給形態における電力未使用月の扱い

- (1) 当社が部分供給形態にて負荷追随分の電力を供給する場合、当社が供給する負荷追随分についてお客さまが全く電力を使用しない月（以下、本項において「対象月」といいます。）の基本料金は、第 14 条（料金）（1）イの定めにかかわらず、基本料金は半額をしないものとします。なお、この場合の力率割引または割増については、ベース部分と同一の力率割引または割増を適用します。お客さまは、対象月における力率を当社に申告するものとします。
- (2) 当社が部分供給形態にて負荷追随分の電力を供給する場合で、当社が供給をする負荷追随分についてお客さまが全く電力を使用しない月に、需要場所における一般電気事業者からお客さまへ、託送料金に係る流通費用調整額が請求された場合、お客さまの申告により当社が負担するものとします。
- (3) 前 2 項の規定にかかわらず、当社が供給する負荷追随分およびベース部分の双方について、お客さまが全く電力を使用しない月の基本料金は、第 14 条（料金）（1）イの定めを適用する。お客さまは対象月におけるベース部分の電力使用の有無について、当社に申告するものとします。

## 第 4 章 料金の算定および支払い

### 第 16 条 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

### 第 17 条 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の 1 日から消滅日の前日までの期間といたします。

### 第 18 条 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量とは、お客さまに対し当社が供給をした電力量であって、需要場所を管轄する一般送配電事業者から連絡があった内容を当社が確認し集計した電力量といたします。なお、計量の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 最大需要電力とは、お客さまの使用された 30 分ごとの需要電力の最大値であり、一般送配電事業者がお客さまの需要場所に設置する記録型計量器により計測される値をいいます。
- (3) 力率の算定は、所轄の電力会社が設置した記録型計量器により行うものいたします。計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、力率

を100%として算定いたします。

- (4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 第19条 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の需給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、電気需給契約書に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。
- (4) イの場合の従量料金については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の従量料金については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。
- (5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、(1)イの場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定し、(1)ロの場合は料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間の区分に応じて算定いたします。

## 第20条 料金の支払義務ならびに支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、原則として電気を使用した月の末日といたします。ただし、第18条(使用電力量等の計量)(4)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、下記のイからロの場合、請求書等で別途定める場合を除き原則として支払義務発生日の「翌月20日」といたします。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その前の最後の営業日といたします。
- イ) お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
  - ロ) お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
  - ハ) お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

- ニ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) イからニまでに該当する場合は、お客さまの料金の支払期限は、次のとおりといたします。
- イ) (2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金(既に支払期限を経過している料金を除きます。)については、該当する事由が発生した日までにといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- ロ) (2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- (4) お客さまが、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

## 第21条 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

## 第22条 保証金

- (1) 当社は、サービス提供の開始に先だって、またはサービス提供継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (3) 当社は、需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。
- (5) 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てるものとします。
- (6) 利息を付す期間は、預かり日から返却日の前日または充当日の前日までの期間とします。ただし、乙があらかじめ連絡した予定日に甲の都合により保証金を返却できなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除くものとします。

## 第5章 使用および供給

### 第23条 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が本サービスの提供状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 第24条 契約超過金

- (1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と所轄の電力会社との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの契約に定める料金を変更させていただきます。

### 第25条 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

### 第26条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および所轄の電力会社から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾をえて需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

### 第27条 本サービスの提供にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの本サービスの提供が、次の原因で他のお客さまの本サービスの提供を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより

電気を使用していたたきます。

- ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - ② 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - ④ 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ⑤ その他上記に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を新たに所轄の電力会社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、当社は、所轄の電力会社の定める発電設備系統連係サービス要綱に準じて、当該発電設備についてアンシラリーサービス料を申し受けます。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当社および所轄の電力会社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (4) サービス提供の実施に伴い、必要に応じて、使用電力状況に関する資料を提出、あるいは既存の電力会社からの使用電力状況に関するデータの提供に同意していただきます。

## 第28条 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて本サービスの提供を停止することがあります。
- ① お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ② お客さまの需要場所内の所轄の電力会社または当社の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、所轄の電力会社または当社に重大な損害を与えた場合
  - ③ 当社の承諾なく、当社が供給に用する電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて本サービスの提供を停止することがあります。
- ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
  - ③ 第26条(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ④ 第27条(本サービスの提供にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合その他お客さまが本約款に反した場合
- (3) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて本サービスの提供を停止することがあります。



## 第 29 条 利用停止の解除

第 28 条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、次にいずれかに該当する場合を除き、電気の供給を所轄の電力会社に依頼し、再開いたします。

非常変災の場合

- ① 夜間の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- ② その他、特別の事情があると当社が判断した場合

## 第 30 条 利用停止期間中の料金

第 28 条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても、料金を減額することなく、料金を算定いたします。

## 第 31 条 違約金

- (1) お客さまが第 28 条(供給の停止)(2)②に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが需給契約の廃止を希望し、そのお申し出が、第 37 条(需給契約の廃止)(1)①に定められた期日以後になされた場合および契約期間満了日前に当社との契約の廃止を希望される場合(中途解約)については、以下の場合を除き違約金として毎月の基本料金の 50%の 3 倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。
  - イ) 当社との契約の廃止を希望される日(解約予定日)の 3 ヶ月前までに当社との需給契約の解約希望の旨、当社との需給契約廃止後に契約を予定している小売電気事業者名(切り替え先小売電気事業者)、切り替え先小売電気事業者の料金体系を通知し、当社から、解約予定日の 2 ヶ月前までに切り替え先小売電気事業者の料金体系を下回る料金を提示できない場合。
  - ロ) その他、やむを得ない理由により契約の廃止を希望される場合。

## 第 32 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに本サービスの提供を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
  - ① 所轄電力会社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場

合

- ② 非常変災の場合
  - ③ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 第 3 3 条 損害賠償の免責

- (1) 当社は第 11 条(本サービス提供の開始)(3)にしたがって、お客さまに対し差額負担する場合を除き、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。ただし所轄の電力会社の責めによる場合は、当社の賠償金額は所轄の電力会社から賠償を得られた金額を限度とします。
- (2) 第 32 条(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または本サービスの提供を制限し、もしくは中止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし当社および所轄の電力会社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。なお、所轄の電力会社の責めによる場合は、当社の賠償金額は所轄の電力会社から賠償を得られた金額を限度とします。
- (3) お客さまが第 6 条(需給契約の申し込み)(2)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責を負いません。
- (4) 第 28 条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または第 40 条(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合、第 48 条(契約の解除)によって需給契約を解除した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。

### 第 3 4 条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社および所轄の電力会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
  - ・修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
  - ・代替品購入に要する価格と取替工費との合計額

## 第6章 契約の変更および終了

### 第35条 需給契約の変更

需給契約の内容は原則として当該契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、新しい契約内容に変更できるものとします。

### 第36条 名義の変更

合併、相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで本サービスの提供を受けていたお客さまの当社に対する本サービスの提供についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き本サービスの提供を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

### 第37条 需給契約の廃止

- (1) お客さまが需給契約を廃止しようとする場合は、需給契約締結日以降、料金適用開始日から1年未満の期間内は原則としてできません。料金適用開始日から1年以降の廃止については、次のとおりといたします。
  - ① お客さまが当社との契約の廃止を希望される場合は、契約期間満了日の3ヶ月前までにお申し出いただきます。
  - ② 当社が契約期間満了日前にお客さまとの契約を廃止させて頂く場合(中途解約)は、廃止希望日の3ヶ月前までにご連絡させていただきます。なお、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 需給契約は、第40条(解約等)、第48条(契約の解除)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
  - ① 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
  - ② 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (3) 第40条(解約等)または第48条(契約の解除)によって、当社が需給契約を解約または解除した場合は、解約日または解除日に需給契約は消滅するものといたします。

### 第38条 利用開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくはお客

さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき所轄の電力会社から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

### **第 39 条 利用開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算**

お客さまが本サービスの提供を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が消滅する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための所轄の電力会社との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

### **第 40 条 解約等**

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需要契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約の 10 日前までに予告いたします。
  - ① お客さまが支払期限を 15 日経過してなお料金を支払われない場合
  - ② お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期限をさらに 15 日経過してなお支払われない場合
  - ③ お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (2) お客さまが、第 37 条(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。

### **第 41 条 需給契約消滅後の債権債務関係**

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

### **第 42 条 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置**

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします。

## 第7章 工事および工事費の負担金

### 第43条 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて所轄の電力会社より工事費の負担を求められる場合は、当社は、お客さまよりその負担金ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始にいたらないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は接続供給契約に基づいて所轄の電力会社から請求された費用ならびにその支払いに必要な手数料をお客さまより申し受けます。

### 第44条 計量器等の取付け

- (1) 必要な計量器、その付属装置(計量器箱および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。)は、原則として当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、配線・配管工事等でとくに多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置の取付位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置の取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けます。

## 第8章 保安

### 第45条 保安の責任

当社は、計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

### 第46条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
  - ① お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および所轄の電力会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ② お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の計量器もしくは所轄の電力会

社の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当社または所轄の電力会社の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。

## 第9章 その他

### 第47条 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、以下の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)でなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等(以下「関係先等」といいます。)に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

### 第48条 契約の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、第37条(需給契約の廃止)によらず需給契約を解除することができます。

- (1) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)であると判明した場合。
- (2) お客さまが、第47条(反社会的勢力との取引排除)の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
- (4) お客さまが当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは

合理的範囲を超える負担を要求した場合。

#### **第49条 準拠法**

本約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

#### **第50条 管轄裁判所**

東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

#### **第51条 一般条項**

当社の判断内容について、お客さまが損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとし、お客さまはこれに予め同意するものとします。

## 第10章 附則

1. 本約款の実施期日  
本約款は、平成29年9月1日から実施いたします。
2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い  
使用電力量または最大需要電力は、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合は、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。
3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用開始  
別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)その他の関係法令等に定めるところにしたがい、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用されるものとし、当該電気以外の電気には適用いたしません。
4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置  
再生可能エネルギー特別措置法附則第9条第1項に定める本サービスの提供者に該当するお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の法令関係法令等に定めるところにしたがい、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)の規定にかかわらず、零円といたします。
5. 料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕  
料金は、約款第14条(料金)の規定にかかわらず、約款第14条(料金)の規定によって料金として算定された金額に、(1)によって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。
  - (1) 太陽光発電促進付加金  
太陽光発電促進付加金は、その1月の電力量に所轄の電力会社が定めるその1月の太陽光発電促進付加金単価を乗じて算定された金額といたします。
  - (2) 料金その他の支払方法  
料金が支払期日までに支払われない場合には、約款第14条(料金)(2)にかかわらず、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)からイおよびロの算式により算定された金額の合計を差し引いたもの、再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに太陽光発電促進付加金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた延滞利息をお客さまから申し受けます。なお、消費税等相当額ならびにイおよびロの算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお客さまから支払っていただきます。

イ再生可能エネルギー発電促進賦課金×8/108



□太陽光発電促進付加金×8/108

## 第 1 1 章 別表

### 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その端数は、切り捨てます。また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

② 再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事務所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 17 条 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

### 2. 燃料費調整

#### 燃料費調整額の算定

##### イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha, \beta, \gamma = (\wedge)$  に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料調整単価} = (X \text{ (へに定める係数)} - \text{平均燃料価格}) \times (\text{ホ}) \text{ に定める基準価格} / 1,000$$

② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合

$$\text{燃料調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ (へに定める係数)}) \times (\text{ホ}) \text{ に定める基準価格} / 1,000$$

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月末日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日まで

	の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

二) 燃料費調整額 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、管轄する一般電気事業者ごとに次のとおりといたします。

北海道電力管内

1 キロワット時につき (特別高圧) (高圧)	18 銭 0 厘(税込) 18 銭 6 厘(税込)
-------------------------------	------------------------------

東北電力管内

1 キロワット時につき (特別高圧) (高圧)	22 銭 2 厘(税込) 21 銭 0 厘(税込)
-------------------------------	------------------------------

東京電力管内

1 キロワット時につき (特別高圧) (高圧)	21 銭 7 厘(税込) 22 銭 0 厘(税込)
-------------------------------	------------------------------

中部電力管内

1 キロワット時につき (特別高圧) (高圧)	21 銭 6 厘(税込) 21 銭 9 厘(税込)
-------------------------------	------------------------------

北陸電力管内

1 キロワット時につき (特別高圧) (高圧)	14 銭 7 厘(税込) 14 銭 9 厘(税込)
-------------------------------	------------------------------

関西電力管内

1 キロワット時につき (特別高圧)	15 銭 3 厘(税込)
(高圧)	15 銭 6 厘(税込)

中国電力管内

1 キロワット時につき (特別高圧)	22 銭 2 厘(税込)
(高圧)	23 銭 0 厘(税込)

四国電力管内

1 キロワット時につき (特別高圧)	17 銭 9 厘(税込)
(高圧)	18 銭 5 厘(税込)

九州電力管内

1 キロワット時につき (特別高圧)	16 銭 3 厘(税込)
(高圧)	16 銭 6 厘(税込)

へ) 燃料費調整単価算出用係数

北海道電力管内

項目		値
係数	$\alpha$	0.4699
	$\beta$	0.0000
	$\gamma$	0.7879
燃料価格	X	37,200 円

東北電力管内

項目		値
係数	$\alpha$	0.1152
	$\beta$	0.2714
	$\gamma$	0.7386
燃料価格	X	31,400 円

東京電力管内

項目		値
係数	$\alpha$	0.1970
	$\beta$	0.4435
	$\gamma$	0.2512
燃料価格	X	44,200 円

中部電力管内

項目		値
係数	$\alpha$	0.0275
	$\beta$	0.4792
	$\gamma$	0.4275
燃料価格	X	45,900 円

北陸電力管内

項目		値
係数	$\alpha$	0.2303
	$\beta$	1.1441
	$\gamma$	0.00
燃料価格	X	21,900 円

関西電力管内

項目		値
係数	$\alpha$	0.0140
	$\beta$	0.3483
	$\gamma$	0.7227
燃料価格	X	27,100 円

中国電力管内

項目		値
係数	$\alpha$	0.1543
	$\beta$	0.1322
	$\gamma$	0.9761
燃料価格	X	26,000 円

四国電力管内

項目		値
係数	$\alpha$	0.2104
	$\beta$	0.0541
	$\gamma$	1.0588
燃料価格	X	26,000 円

九州電力管内

項目		値
係数	$\alpha$	0.1490
	$\beta$	0.2575
	$\gamma$	0.7179
燃料価格	X	33,500 円

本約款は平成 30 年 7 月 1 日より施行するものとします。